

議案第六十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年七月二十一日

写

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和四拾四年七月二十一日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四
条第六項及び三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五
号）第十三条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものと
する。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特
殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮する
ことが適当でないを認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に
応じて支給するものとする。

第二条の見出し中「区分」を「種類」に改め、同条各号列記以外の部分中「は左のとおりとする。」を「の種類は、次の各号に定めるところによる。」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 医療業務に従事する職員の特殊勤務手当

第六条中「二百円」を「三百円」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

〔医療業務に従事する職員の特殊勤務手当〕

第十五条 医療業務に従事する職員の特殊勤務手当は、医師たる職員が患者に接し、医療業務に従事したときに支給する。

前項の手当の額は、勤務一月につき四万五千円とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の規定は、昭和四十四年四月一日から、改正後の条例第二十条第十一号及び第十五条の規定は、昭和四十四年七月一日から適用する。